

○香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例

平成18年5月26日

条例第242号

改正 平成25年12月20日条例第36号 令和元年6月26日条例第8号

香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例(平成18年香美市条例第187号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場(以下「キャンプ場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 地域内に存する自然資源の活用及び農林業の研修体験等により、憩いと交流の場としての活用を図り、地域の活性化並びに市民の休養と健康増進を図ることを目的とする。

(設置の場所)

第3条 キャンプ場は、香美市香北町西峯59番に設置する。

(管理の基本)

第4条 キャンプ場は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて、最も効果的に運用しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げるキャンプ場の管理に関する業務は、法第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 施設の利用に関すること。
- (3) その他市長が指示した業務

(指定管理者の募集)

第6条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を提示して公募するものとする。

- (1) 応募の資格
- (2) 募集の期間
- (3) 申込みの際に提出する次条の書類の内容
- (4) 第8条の選定の基準
- (5) 管理の基準

- (6) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 管理を行う期間（以下「指定期間」という。）
- (9) その他市長が別に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は次の各号のいずれかに該当するときは、公募以外の方法によることができる。

- (1) 次条の規定による申込みがなかったとき、その他緊急、やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) キャンプ場の管理業務等に相当な知識、経験を有している法人その他の団体に管理をさせることが、キャンプ場の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められるとき。

3 前項の規定により指定するときは、市長はあらかじめ次条各号の事項について当該指定管理者の候補者と協議を行うものとし、第8条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

（申込み）

第7条 前条の規定による公募に応じ指定管理者になろうとするものは、次に掲げる書類を提出して申込みをしなければならない。

- (1) 申込書（別記様式）
- (2) 前条第1項第1号の資格を有していることを証する書類
- (3) 管理に係る事業計画書
- (4) 管理に係る収支計画書
- (5) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (6) その他市長が別に定める書類

（選定方法及び選定基準）

第8条 市長は、前条各号により提出された書類その他必要な事項を調査し、次に掲げる選定基準に基づき選定し、キャンプ場の管理を行うにあたり最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) キャンプ場の平等な利用が確保されること。
- (2) 前条第3号の事業計画書の内容がキャンプ場の効用を最大限に発揮するものであり、キャンプ場の管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 前条第3号の事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資格その他の経営の規模及び状況を有していること。
- (4) その他市長が別に定める基準

（選定結果の通知）

第9条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申込者に通知しなければならない。

(指定管理者の指定)

第10条 市長は、第6条第2項及び第8条の規定によりキャンプ場の指定管理者を指定した場合は、次に掲げる事項を告示しなければならない。指定を取り消した場合も同様とする。

- (1) 指定管理者の所在及び名称
- (2) 指定期間
- (3) 前2号に定めるもののほか、必要な事項

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、キャンプ場の管理をするにあたって、市長の指示した事項に留意し、適正な管理運営を行い、管理運営を通じて取得した個人に関する情報の取り扱いについて適正な管理を行わなければならない。

(指定管理者の報告)

第12条 指定管理者は、毎事業年度、キャンプ場の管理の業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第13条 市長は、指定管理者が法第244条の2第10項に規定する指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じるものとする。

(使用の基本)

第14条 キャンプ場を使用する者は、規則に定める事項を遵守するほか、常に最善の注意をもって使用しなければならない。

(使用料)

第15条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料(消費税法(昭和63年法律第108号)による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)による地方消費税を含む。)を支払わなければならない。

(使用料の納付)

第16条 使用料は、使用前に納めなければならない。ただし、相当の理由があるときは、許可を得て後納することができる。

(使用料の減免)

第17条 市長は、特にその必要があると認めるものについては、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第18条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない理由により使用できないときは、この限りでない。

(弁償)

第19条 使用者は設備、器具等を故意にき損又は滅失した者は、弁償しなければならない。

(利用料金等)

第20条 市長は指定管理者にキャンプ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項に規定する利用料金の額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 前項の指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金の範囲は、別表第1及び別表第2で定める額とする。ただし、別表第1の利用料金については、同表で定める額を上限とし下限は100分の50を乗じて得た額とする。

4 指定管理者は、承認を受けた利用料金を公表等により周知させなければならない。

5 第15条から第18条までの規定は、第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第21条 第15条から第17条までの規定は、第5条の規定に基づき指定管理者に管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(香美市山村広場の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 香美市山村広場の設置及び管理に関する条例(平成18年香美市条例第167号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例(平成18年香美市条例第187号)又は、旧条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為については、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月20日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用又は行為の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月26日条例第8号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。

別表第1 (第15条関係)

(単位：円)

区分	施設及び道具使用料
バンガローA棟 (8畳) 定員4名	1棟1泊 8,800
バンガローA棟 (8畳・エアコンあり) 定員4名	1棟1泊 11,000
バンガローB棟 (6畳) 定員4名	1棟1泊 7,700
バンガローB棟 (6畳・エアコンあり) 定員4名	1棟1泊 9,900
バンガローC棟 (22畳) 定員11名	1棟1泊 11,520
バンガローD棟 (46畳) 定員23名	1棟1泊 24,100
バンガローE棟 (12畳・シャワートイレ付) 定員5名	1棟1泊 14,300
バンガローE棟 (12畳・シャワートイレ付・エアコンあり) 定員5名	1棟1泊 16,500
バンガローF棟 (8畳・ツリーハウス) 定員4名	1棟1泊 5,240
バンガローA・B・F棟	1棟休憩1時間 520
バンガローC・D棟	1棟休憩1時間 2,100
バンガローE棟	1棟休憩1時間 1,050
テント持込み1区画	1泊 1,050
施設使用料	1人 310
シャワー使用料	1人1回 100

別表第2 (第15条関係)

(単位：円)

区分	施設及び道具使用料
テニスコート (1面当たり)	1時間 520
道具を使用する場合	テニスラケット1本につき 310

別記様式(第7条関係)

<p>香美市日ノ御子河川公園キャンプ場指定管理者申込書</p>	
<p>下記のとおり、申請します。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>香美市長 様</p>	
<p>申請者 住 所 氏 名 印 電 話() ー</p>	
<p>使 用 期 間</p>	<p>年 月 日～ 年 月 日</p>
<p>添 付 書 類</p>	<ol style="list-style-type: none">1 応募の資格を有していることを証する書類2 管理に係る事業計画書3 管理に係る収支計画書4 当該団体の経営状況を説明する書類5 その他市長が別に定める書類

別記様式（第7条関係）